

原動機付き自転車、二輪車の税率(税額)

車 種		税率(税額)	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付き自転車	総排気量50cc以下(注1)	1,000円	2,000円
	総排気量50ccを越え90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90ccを越え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(注2)	2,500円	3,700円
軽 二 輪	総排気量125ccを越え250cc以下	2,400円	3,600円
二輪小型自動車	総排気量250cc越え	4,000円	6,000円
雪上走行車	総排気量660cc以下のもの	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター、コンバインなど)	1,600円	2,000円
	その他のもの(長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.8メートル以下のもの、最高速度15キロ以下のもの。ホイールローダ、タイヤショベルなど。)	4,700円	5,900円

(注1): 三輪以上のもので、総排気量20ccを超えるものを除きます。

(注2): 必要な条件

- ・エンジンの排気量が50cc以下(0.60キロワット以下)であること
- ・輪距が0.50メートルを超える三輪以上の車であること
- ・道路運送車両法における車両の保安基準を満たしていること